

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金（追加分）の支給申請書の提出について（依頼）

標記のとおり、物価高騰の影響を受ける私立学校の設置者を対象とした、経営支援を目的とする大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金（以下「一時支援金」という。）を支給します。

つきましては、別添「大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給規則」及び「大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給要綱」並びに下記事項をご確認の上、支給申請書を作成し、提出してください。

記

1 支給要件

次のいずれにも該当する設置者に対し一時支援金を支給します。

- 1 令和5年5月1日時点で大阪府から設置認可を受けている対象学校を設置していること。
- 2 一時支援金の支給を申請した日に、学校を休止・廃止していないこと。
- 3 令和5年度に「大阪府私立高等学校等経常費補助金交付要綱」または「大阪府私立高等学校等経常費補助金（私立広域通信制高等学校運営費）交付要綱」の交付決定を受けていること。

2 支給額

次に掲げる令和5年5月1日時点の学校又は課程ごとの児童・生徒数（学校基本調査で回答したもの）に応じ、定めた額を支給します。

（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校分抜粋）

対象学校又は課程	区分	一時支援金の額
小学校	300人以下	90,000円
	301人以上500人以下	240,000円
	501人以上	378,000円
中学校	300人以下	90,000円
	301人以上500人以下	240,000円
	501人以上	456,000円
高等学校（全日制） 中等教育学校	400人以下	120,000円
	401人以上700人以下	330,000円
	701人以上	732,000円
高等学校（通信制）	1人以上	90,000円

3 提出書類

(1) 一時支援金支給申請書 (別添1 (様式1))

※児童数及び生徒数は、令和5年5月1日現在のものとする。

※申請を希望する場合は、提出書類(1)「一時支援金支給申請書」を学校又は課程単位で作成するものとする。

(例：同一法人内の中学校と高等学校が同一事業に申請を希望する場合、それぞれ中学校及び高等学校ごとに様式を作成。高等学校で全日制課程と通信制課程の別がある場合もそれぞれで作成。)

4 提出期限及び提出方法等

(1) 提出期限

令和6年2月21日(水)【厳守】

(2) 提出方法

上記3に記載の提出書類(Excel形式)を電子メールにより提出

※電子メールの件名は「【法人名】大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金(追加分)の支給申請書」としてください。

※提出書類のファイル名は「【学校番号】【〇〇高校(中学校・小学校)大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金(追加分)の支給申請書」としてください。(学校番号は、提出書類(Excel形式)のシート内に表示されるものとしてください。)

(3) 提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

(電子メール) shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

5 留意事項

・支給申請書の作成にあたっては、様式に記載された注意事項及びFAQをご確認の上、作成するようにしてください。

※依頼文、様式等は、大阪府ホームページに掲載しています。

大阪府HP：<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 岡本・宮川・河瀬

電話：06-6941-0351 (内線4852) / 06-6210-9274 (直通)

E-mail：shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp